

「「「「「」」」というないまでいませんできるというというないできます。

第680号

令和2年6月20日編集

発 行 所

公 益 埼 玉 県 獣 医 師 会

〒330-0835 さいたま市大宮区北袋町1-340 (埼玉県農業共済会館内)

電 話 048(645) 1 9 0 6 FAX 048(648) 1 8 6 5

E-mail:s-vma@vesta.ocn.ne.jp URL:http://www.saitama-vma.org/ 振替口座 00110 - 9 - 195954番

発行責任者 髙 橋 三 男 編集責任者 大 橋 邦 啓

印刷所㈱アサヒコミュニケーションズ

記事の内容

公益社団法人埼玉県獣医師会第72回定時総会
開催
埼玉県獣医師連盟総会開催 \cdots 6
令和2年度狂犬病予防注射の円滑な実施につ
いて日本獣医師会が厚生労働省に要請…7
会務報告
第2回理事会 · · · · · 9
新入会員報告
新入会員紹介10
ひろば
南支部が埼玉県に感染防護資材を寄贈11

○お知らせ

日本獣医師会からのお知らせ12
新型コロナウイルス関連のお知らせ23
埼玉県獣医師会学術広報版26
<u> </u>
事務局より
事務局メモ・・・・・・27
4-400/492
編集後記28
栅条1夜 記



日本獣医師会・獣医師会活動指針

- 動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。-

- 1 地球的課題としての食料・環境問題に対処する上で、生態系の保全とともに、 感染症の防御、食料の安定供給などの課題解決に向け、「人と動物の健康は一 つと捉え、これが地球環境の保全に、また、安全・安心な社会の実現につなが る。」との考え方(One World-One Health)が提唱され、「人と動物が共存 して生きる社会」を目指すことが求められている。
- 2 一方、動物が果たす役割は、食料供給源としてのほか、イヌやネコなどの家庭動物が「家族の一員・生活の伴侶」として国民生活に浸透するとともに、動物が人の医療・介護・福祉や学校教育分野に進出し、また、生物多様性保全における野生動物の存在など、その担うべき社会的役割は重みを増すとともに、一層多様化してきている。
- 3 他方、国民生活の安全・安心や社会・経済の発展を期する上で、食の安全性の確保や口蹄疫、トリインフルエンザ、狂犬病等に代表される新興・再興感染症に対する備えとともに、家庭動物の飼育が国民生活に普及する中で動物の福祉に配慮した適正飼育の推進が、更には、地球環境問題としての生物多様性の保全や野生鳥獣被害対策を推進する上での野生動物保護管理に対する関心が高まってきている。
- 4 我々、獣医師は、「日本獣医師会・獣医師倫理綱領ー獣医師の誓い -95年宣言 -」が規定する専門職職業倫理の理念の下で、動物に関する保健衛生の向上と 獣医学術の振興・普及を図ること等を通じ、食の安全性の確保、感染症の防御、 動物疾病の診断・治療、更には、野生動物保護管理や動物福祉の増進に寄与す るとの責務を担っている。
- 5 獣医師会は、高度専門職業人としての獣医師が組織する公益団体として、獣医師及び獣医療に対する社会的要請を踏まえ、国民生活の安全保障、動物関連産業界の発展による社会経済の安定、更には、地球環境の保全に寄与することを目的に、「動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。」を活動の理念として、国民及び地域社会の理解と信頼の下で、獣医師会活動を推進する。

1000 LONG

THE THE THE THE THE THE

【参考】

5.65 5.65

「One World-One Health」とは、動物と人及びそれを取り巻く環境(生態系)は、相互につながっていると包括的に捉え、獣医療をはじめ関係する学術分野が「ひとつの健康」の概念を共有して課題解決に当たるべきとの考え。2004年に野生生物保全協会(WSC)が提唱した。また、国際獣疫事務局(OIE)は、2009年に「より安全な世界のための獣医学教育の新展開」に関する勧告において、動物の健康、人の健康は一つであり生態系の健全性の確保につながるとする新たな理念として「One World-One Health」を実行すべきである旨を提唱している。

(公社) 埼玉県獣医師会第72回定時総会開催

令和2年6月4日(木)午後2時から、さいたま市「清水園」に於いて、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、役員等最小限の人数の出席により、御来賓もお招きせずに第72回定時総会が開催され、全ての議案が原案のとおり可決・承認されました。



髙橋三男埼玉県獣医師会長挨拶

総会は、総務委員会の大橋邦啓委員長(北支部)の総合司会により進められました。

(1) 開会の言葉

中村滋副会長が開会を宣言した。



三密を避け、出席者同士の間隔を開け、換気をしながらの実施

(2) 会長あいさつ

本来であれば総会に300名、懇親会と併せて450名の会員の皆様、そして国会、県議会、行政などから知事をはじめとする多くの御来賓の皆様方のご列席をいただき、我々獣医師が多くの分野で活躍している姿をご紹介させていただくとともに、次のステップに向けて会員が力を合わせて踏み出す新たな力強い一歩に対し、大きな拍手と、さらには行政、政治の皆様方の温かいバックアップをいただくことが、まさに令和2年6月4日のこの時間であるということを、本日まで夢に見てきたところであります。

しかし、誠に残念ながら、新型コロナウイルス 感染拡大防止のため、最小限の人数での開催を余 儀なくされてしまいました。まさにリハーサルの ない我々の人生であります。とは言え、いかなる 時代にあっても私たちにはそれを乗り切る気力と 知識、そして会員の皆様方の絆というものがあり ます。それを次のステップに生かすことが私たち に与えられた使命であり、俗にいう「ピンチはチャ ンス」という言葉であります。今こそ我が国が、 そして世界がまさにピンチをチャンスにしていか なければならないと思っています。竹は節目から 大きく成長すると先人から承っております。まさ に令和2年は竹のごとく大きな節目を残すべく、 いまこそ人類が一致団結してこの新しい感染症に 打ち勝つ方法を力を合わせて見出していかなけれ ばなりません。そういう点におきましては、本日 の我々のこの会は世界から見れば誠に小さなひと つの集団かもしれません。しかし世界を変えるに は、その小さな集団がひとつひとつ団結して大き な力となって地球を守る。それが私たち獣医師の 一つのキャッチフレーズであります。

そういう状況のなか、本日は変則的ではございますが、俗にいう代議員制のような、そして懇親会のない寂しい総会ではございますが、二人の副会長を始めとする各役員さん、そして事務局のご尽力により、総会を開催をすることができました。本日のこの総会を成功させるために両副会長を中心に各支部長さんが、地域での支部総会が書面による決議となるなかで、監事にご承認をいただいた時年度の決算を含め、本日の議題について支部員の意見を集約していただき、その結果を支部長さんから自筆で会長あてに報告をしていただきました。私は未だかつてないこういうピンチだからこそ、支部長をはじめとする会員の皆さんが、会

長を中心にして、そしてまた自分たちができることはなにかというお手紙をいただき、あらためて各支部長さんに心から感謝と敬意を表する次第であります。私はこの会を預かる会長として、この場で忌憚のない意見を述べていただき、声ある声は速やかに実行に移すという決意であります。また声なき声にもつぶさに耳を傾けて、可能な限り、自分なりに方法を検討しながら、そして多くの皆様方のご指導やお力添えをいただきながらリーダーシップを発揮して会務を遂行していきたいと強く思っているところです。

このようなまさかという事態で日本獣医師会の 会長さんを始め、各地方会の会長さんからも私に 色々なお電話やお手紙をいただきます。その内容 は異口同音に埼玉では狂犬病の集合注射はどうな りましたか、実施できましたか、中止になりまし たか、最後までできましたか、という内容でした。 続いて、うちのほうは途中で中止になりました、 昨年の5%しか注射しないで中止です。すでに経 費はかかっていますので会の運営も非常に厳しい です。一昨年は創立70周年で記念行事をやりたく てもお金がなくて開催することができませんでし た。せめて80周年ではやりたいと考えていました が、今回赤字決算で予算を立てなければなりませ ん。どうしたらいいでしょう。このような手紙を 私に書いていただきました。私もそれに対する正 確な答えは出すことはできません。せめて「ピン チはチャンスとお互いに考えましょう」というこ とで、日本政策金融公庫などが実施している新型 コロナウイルス感染症特別貸付の融資制度を利用 して、ひとまず資金を借りて対応したらどうか、 最終的には無利子、無担保で獣医師会に負担は一 切かからないから検討したらいかがでしょう、と 一筆加えさせていただいたところです。

当会では創立70周年に向けて10年間毎年僅かな 金額を引当金として、皆様方のご理解をいただき まして準備をしてきたところであります。しかし、 中村、小暮両副会長を中心とする役員の皆様方か ら業者の方々に、獣医師会と共に頑張るというご 協力をいただくということで、皆様方が関係する 業者に一言ずつ声をかけていただきまして、業者 の方々から大変過分なるご支援ご協力を物心両面 でいただきました。その結果、今から1年半前に 創立70周年記念式典をこの場所で極めて盛大に開 催をさせていただきましたが、引当金のうち多く の部分を来るべき80周年に向けて残すことができ ました。80周年を迎えるときは、ここにいらっしゃる皆様方が主役です。皆様方が最大の責任を持つことになるわけであります。どうか70周年で残した埼玉県の大きな功績を皆様方の力でさらに盛り立てていただきたい。そして、このピンチをチャンスとして見事に跳ね返して迎える80周年のときには、私は天国から皆さんの活躍を心から祈っている、そんな立場にいるのではないかと、こんな夢を見ているところでございます。

本日の総会の議題は支部長さんがしっかりと各支部内の意見を聞きながら、そして実際に集まって会議を開催することができなかった第1回理事会の決議事項として、書面での協議により同意していただいた議題でもございますので、会員の皆様の深い理解とご協力をいただくことを心から懇願いたしまして、会長といたしましての日頃の御礼を込めたご挨拶に代えさせていただきます。

最後になりますが、本日の総会開催にあたり、 埼玉県農林部長の強瀬道男様、日本獣医師会会長 の藏内勇夫様からご祝辞を頂戴しておりますので 後程ご紹介させていただきます。

本日は誠にご苦労さまでございます。ありがと うございました。

(3) 議長選出

議事に先立ち、総合司会の大橋邦啓委員長から、本日午後2時10分現在の出席会員数は、本人出席28名、委任状提出者626名、合計654名で、定足数を満たしていることから、定款第17条の規定により本総会は成立している旨が報告された。

続いて議長等の選出方法を諮った。出席者からの「司会者一任」の声により、司会者が議長に林繁雄先生(農林支部)、副議長に別部博司先生(西支部)を指名し、選任された。



円滑な議事運営に御協力頂いた 左から 議長の林 繁雄先生、副議長の 別部博司先生

議長及び副議長が登壇し、就任の挨拶と議事進行に対する協力を求め着席した。

(4) 議事録署名人の選出および書記の指名

議長は議事録署名人に鳥原正人先生(衛生支部)、加藤幸彦先生(農林支部)、また、書記に篠宮哲彦先生(衛生支部)、岩田信之先生(農林支部)を指名した。

(5) 議事

報告事項 令和2年度事業計画および収支予算 に関する件

本件について議長の求めに応じ、事務局 鴻巣 泰専務理事が令和2年度事業計画および収支予算 の概要を報告した。

議長は、事業計画および収支予算は理事会の決議事項であり、総会に報告することとされている旨を説明した上で、確認したい事項について発言を求めたところ、発言はなく、以上をもって本件報告は了承された。

決議事項

第1号議案 令和元年度事業報告の承認に関する件 議長は第1号議案を上程し、求めに応じて事務 局 鴻巣泰専務理事が第1号議案の令和元年度事 業内容を報告した。

議長が質疑を求めたところ質問・意見はなく、 第1号議案令和元年度事業報告の承認について議 場に諮ったところ拍手全員をもって本議案は承認 された。

第2号議案 令和元年度決算の承認に関する件

議長は第2号議案を上程し、求めに応じて事務局 鴻巣泰専務理事が第2号議案の令和元年度決算について「貸借対照表」、「正味財産増減計算書」「同内訳表」、「財務諸表に対する注記」、「附属明細書」、および「財産目録」により説明した。

次に、議長は監事に監査報告を求め、監事を代表して八木賢裕監事(東支部)から令和元年度事業報告並びに計算書類およびその附属明細書、財産目録について令和2年4月28日に監査したところ適正であった旨が報告された。

議長が質疑を求めたところ質問・意見はなく、 第2号議案令和元年度決算の承認について議場に 諮ったところ拍手全員をもって本議案は承認された。 第3号議案 令和2年度会費(負担金)および入 会金(案)に関する件

議長は第3号議案を上程し、求めに応じて事務 局 鴻巣泰専務理事が会費および入会金は、とも に令和元年度と同額としたい旨を説明した。

議長が質疑を求めたところ東支部渋谷正志先生から、徴収時期が7月末日でよろしいかとの質問に対し、鴻巣専務理事が緊急事態宣言による集合狂犬病予防注射の中止に伴い、集合注射を実施している会員からの会費徴収方法が例年と異なることになるため、徴収時期や徴収方法について今後検討して参りたいと回答した。さらに中村滋副会長が開業会費と集合注射への参加は別の問題であるが、徴収時期については検討の余地があると回答した。その他、質問・意見はなく、第3号議案令和2年度会費(負担金)および入会金の承認について議場に諮ったところ、拍手全員をもって本議案は原案のとおり可決決定された旨を宣し(案)の削除を求めた。

第4号議案 令和2年度一時借入金の最高限度額 および借入・預入先金融機関の決定に関する件

議長は第4号議案を上程し、求めに応じて事務局 鴻巣泰専務理事が一時借入金の最高限度額を2,000万円とし、借入先金融機関を埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、日本政策金融公庫とし、預入先金融機関は令和元年度と同額としたい旨を説明した。

議長が質疑を求めたところ質問・意見はなく、第4号議案令和2年度一時借入金の最高限度額および借入・預入先金融機関の決定について議場に諮ったところ、拍手全員をもって本議案は原案のとおり可決決定された。

第5号議案 令和2年度役員報酬に関する件

議長は第5号議案を上程し、求めに応じて事務 局 鴻巣泰専務理事が理事および監事の報酬の総 額を590万円以内としたい旨を説明した。

議長が質疑を求めたところ質問・意見はなく、 令和2年度役員報酬の決定について議場に諮った ところ、拍手全員をもって本議案は原案のとおり 可決決定された。

第6号議案 役員の補欠選任に関する件

議長は第6号議案を上程し事務局に説明を求め、事務局 鴻巣専務理事が県の定期人事異動に 伴い、衛生支部・篠宮哲彦理事及び農林支部・岩 田信之理事から辞任の申し出があり、その後任として、衛生支部・坂梨栄二先生及び農林支部・丸山盛司先生を選任したい旨を説明した。

議長は、本議案について、それぞれの候補者ごとに賛否を諮ったところ異議はなく、拍手全員により原案のとおり承認された。また、選任された両名は、即時、理事の就任を承諾した。

続いて、付帯決議について、議長の求めに応じ、 事務局 鴻巣泰専務理事が説明した。議長が付帯 決議を付すことについて諮ったところ異議はな く、拍手多数により承認された。

ここで議長は、全議案の審議の終了を宣し、議 長及び副議長の任を解くとともに円滑な議事運営 に関して謝辞を述べ降壇した。

(6) 来賓祝辞

鴻巣専務理事から御祝辞が紹介された。

埼玉県農林部長 日本獣医師会会長 強瀬 道男様

藏内 勇夫様

埼玉県農林部長 強瀬道男様 祝辞

本日は、公益社団法人埼玉県獣医師会の第72回 定時総会が開催されましたことを心よりお祝い申 し上げます。

皆様とお会いできることを楽しみにしておりましたが、新型コロナウイルスの影響により、出席することが叶わず、非常に残念に思っております。

高橋会長をはじめ公益社団法人埼玉県獣医師会会員の皆様には、日頃から公衆衛生や家畜衛生など幅広い分野で県政に御協力いただいておりますことに、深く感謝を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大は、多方面に影響を与えております。本県でもこれまでに1,000件を超える感染が確認されました。現在、緊急事態宣言は解除されておりますが、第2波発生の危険も考えられ、予断を許さない状況となっております。

畜産業においても、3月からの学校給食の休止 や外食産業の自粛に伴い、生乳の需給や牛肉など の消費に大きな影響が生じております。

県では、6月の「牛乳月間」を活用した県産牛乳の消費拡大キャンペーンや、県と包括的連携協定を締結している企業と協力した畜産物の販売促

進を行うなど、様々な機会を活用して本県の畜産 振興に取り組んでおります。

また、昨年11月に開始した豚熱の予防的ワクチン接種では、会員の皆様の御協力をいただき、県内全域の接種を速やかに実施することができました。その後、幸いにも県内での発生はありません。これは、会員の皆様が生産者の衛生意識の向上にも御尽力いただきました成果であり、改めて感謝申し上げる次第です。

会員の皆様には引き続き、県政の推進に格別の 御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、公益社団法人埼玉県獣医師会の益々の 御発展と、会員の皆様の御健勝、御活躍を心から 御祈念申し上げます。

本日は誠におめでとうございます。

日本獣医師会会長 藏内勇夫様 祝辞

公益社団法人埼玉県獣医師会第72回定時総会が、新型コロナウイルス禍の中で非常に困難な時期に開催されることにつきまして、関係者の甚大なるご努力に心から感謝申し上げ、日本獣医師会を代表して一言ご挨拶申し上げます。

さて、今回の新型コロナウイルス感染症は瞬く間に全世界にまん延し、パンデミックとして人類を恐怖に陥れています。我が国においても急激に感染者数が増加したことから、政府は4月7日に埼玉県をはじめ7都府県を対象に緊急事態宣言を発出し、5月25日に解除されるまで49日間にわたり行動自粛要請等の措置が講じられました。しかし、この間も多くの方々が亡くなりました。改めて犠牲者の方々のご冥福をお祈りするとともに、本感染症が一日も早く収束し、平穏な日常生活に戻ることを祈るばかりです。

貴会は髙橋三男会長を中心として、獣医学術関係事業、動物愛護福祉事業をはじめ多彩な事業を展開しておられます。今回の新型コロナウイルス感染症への対応においても会員獣医師に迅速で的確な情報提供を行うとともに、狂犬病予防注射事業等の実施においてもコロナウイルス感染防止に十分配慮しつつ、積極的に取り組んでおられます。このような貴会の活動は、"One Health"の実践の観点から高く評価され、他の地方獣医師会に対しても模範となるものであり、深く敬意を表する次第です。

一方、本会は日本医師会との "One Health" に

関する学術協定を踏まえ、5月22日、大韓獣医師会及びタマホーム(株)から寄贈していただいた 医療用マスク等6万枚を、私から日本医師会の横 倉会長に寄贈いたしました。併せて、日本医師会 と日本獣医師会の両会長連名で「新型コロナウイ ルス感染症禍を踏まえた「ワンヘルス」の実践に 関する共同声明」を公表し、本感染症の早期収束 に向けて努力するとともに、将来におけるパンデ ミックの再発を阻止するワンヘルスの実践活動の 強化等を表明しました。

また、同日午後には「日本獣医師会新型コロナウイルス感染症等緊急対策本部」の第1回対策本部会議を開催し、本感染症への対応に関する協議を行ったところです。

今年度は、新型コロナウイルス対応のほかにも、 愛玩動物看護師法に基づく愛玩動物看護師の国家 資格化、動物愛護管理法に基づく販売用の犬・猫 へのマイクロチップの装着の義務化等、獣医界に は様々な課題が山積しています。これらの課題を 解決に導くためにも、埼玉獣医師会の皆様方には、 今後とも日本獣医師会の活動に一層のご理解とご 支援を賜り、全国における獣医療施策の推進にご 尽力いただきますよう、よろしくお願い申し上げ ます。

本日の総会においては、昨年度の事業報告及び 決算、さらに本年度の予算及び事業計画等重要な 議案が審議されると伺っております。本日の総会 が成功裏に開催されますことを祈念いたしまし て、私の挨拶といたします。

(7) 祝電披露

鴻巣泰専務理事が武蔵野銀行頭取長堀和正様から の祝電を披露した。

(8) 閉会の言葉

小暮一雄副会長が総会運営に対するお礼を述べ、午後3時00分、閉会を宣言した。

埼玉県獣医師連盟総会開催

令和2年6月4日(木)、埼玉県獣医師会第72回定時総会に先立ち、午後1時20分から、さいたま市「清水園」で開催されました。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、来賓は招待せずに理事など最小限の人数で、三密を避けての開催となりました。

長谷川繁雄理事の司会により、中村滋副理事長の開会の言葉、髙橋三男理事長の挨拶、の後に、議事に入りました。

議事は、大橋秀樹議長(東支部)、田中裕副議長(南支部)により進められました。第1号議案「令和元年事業報告および収支決算承認に関する件」が上程され、事務局 鴻巣泰理事が説明し、新井宣明監事による監査報告の後、議長が質疑を求めたが、質問、意見はなく、本件の承認について諮ったところ拍手多数により原案のとおり承認されました。

続いて、第2号議案「令和2年度事業計画及び会費徴収(案)に関する件」が上程され、事務局説明の後、 議長が質疑を求めたが質問、意見はなく、本件の決定について諮ったところ拍手多数により原案のとおり可 決決定されました。

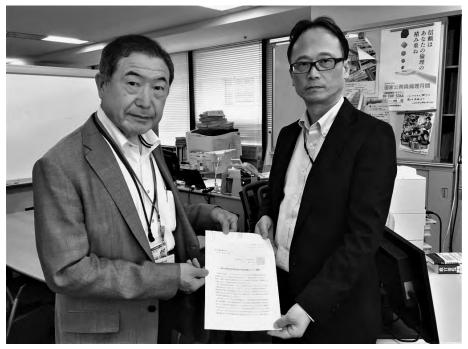
以上をもって議事は終了し、議長、副議長は円滑な議事運営に御礼を述べ、小暮一雄副理事長の閉会の言葉をもって、午後1時50分、閉会となりました。



令和2年度集合狂犬病予防注射の円滑な実施について 日本獣医師会が厚生労働省に要請

令和2年6月4日(木)、厚生労働省健康局結核感染症課において、公益社団法人日本獣医師会境副会長 兼専務理事が宮嵜局長代理の梅田浩史感染症情報管理室長に要請書を手渡し強く要請しました。

同日付け2日獣発第53号で日本獣医師会藏内勇夫会長から、この要請書の写しとともに、令和2年度狂犬 病予防注射が未実施の市町村が管内にある地方獣医師会は、狂犬病予防法第5条に基づく予防注射が確実に 実施されるよう、都道府県及び市町村と連携の上対応するよう依頼がありました。



厚生労働省健康局結核感染症課において狂犬病予防注射の円滑な実施について要請 左から 公益社団法人日本獣医師会境政人副会長兼専務理事、宮嵜局長代理の梅田 浩史感染症情報管理室長

2日獣発第29号 令和2年6月4日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会 会長 蔵 内 勇 夫 (契印及び公印の押印は省略)

令和2年度狂犬病予防注射の円滑な実施について

このことについて、別添写しのとおり厚生労働省健康局長あてに要請いたしましたのでお知らせします。

令和2年度狂犬病予防注射が未実施の市区町村が管内にある地方獣医師会におかれましては、狂犬病 予防法第5条に基づく予防注射が確実に実施されるよう、都道府県及び市町村の担当部局と連携の上、 引き続きご対応いただきますようよろしくお願いいたします。 (別添)

(写)

2日獸発第29号令和2年6月4日

厚生労働省健康局長 宮 嵜 雅 則 様

公益社団法人 日本獣医師会 会長 蔵 内 勇 夫

令和2年度狂犬病予防注射の円滑な実施について (要請)

狂犬病予防対策については、平成19年3月2日付け厚生労働省健康局長通知「狂犬病予防法に基づく犬の登録、予防注射の推進について」(健発第0302001号)において、飼育犬の登録と予防注射の徹底を図るためには、都道府県と市町村並びに獣医師会とが連携・協力し、実施する必要がある旨が示されています。

令和2年度狂犬病予防注射についても、狂犬病予防法(以下「法」という。)及び同法施行規則(以下「規則」という。)に基づき、全国において都道府県と市町村並びに獣医師会が連携して対応が進められてきたところですが、今般の新型コロナウイルス感染症のまん延を受け、集合注射の中止又は延期を含め、大半の地域において狂犬病予防注射の実施が未定となっています。

本件に関しては、4月8日付け事務連絡により、貴局結核感染症課から都道府県の衛生主管部等宛に、①狂犬病予防注射については、法第5条及び規則第11条の規定に基づき、犬の所有者は、所有する犬について毎年4月1日から6月30日までの期間に予防注射を受けることとされていること、②予防注射の時期について、本年7月以降に受けることも差し支えないこととする方向で検討を進めていること、③予防注射の実施時期に基づき犬の所有者が外出する機会が増えることのないよう柔軟に検討すること、④市区町村で実施する集合注射の実施の可否についても、各地域での発生状況等を踏まえ柔軟に検討すること、及び⑤実施する場合は、参加者の感染リスクを高めることがないよう感染防御対策を徹底することが通知されているところです。

しかしながら、特に予防注射の時期について、本年7月以降に受けることも差し支えないこととする 旨の確定した対応方針は未だ示されていません。このままでは、市区町村による集合注射の再開をはじ め予防注射の実施が徹底されず、結果的に犬の所有者が、その犬について法に定められた予防注射を受 けさせる義務を果たすことが困難となる恐れがあります。

また、一部の市区町村においては、6月中の予防注射実施を急ぎ、予防注射会場において、いわゆる「3密」を回避できないことなども懸念されます。

つきましては、本年度の狂犬病予防注射の円滑な実施にあたり、下記のとおり要請いたします。

記

- 1 予防注射の時期を7月以降で差し支えないこととする方針は、現時点では法令上認められていないことから、6月中の早期に規則改正等の所要の対応をとられたい。
- 2 規則改正等を行うに際しては、法第5条及び規則第11条において、犬の所有者は必ず予防注射を受けなければならず、これを実施しないことは違法行為である旨を都道府県及び市区町村が犬の所有者に確実に周知するよう明記されたい。
- 3 今般のフィリピンからの輸入感染症例の報告により、獣医師の危機意識の高まりとともに国民の不安の増大を招来していることから、以上の対応を早急に実施されたい。

会務報告

第2回理事会

令和2年6月4日(木)午後0時20分から、さいたま市「清水園」において、次の事項を審議した。

1 会長挨拶

本日の総会は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、最小限の人数で計画させていただき、理事の皆さんのご尽力により開催することができる。総会の円滑な運営にご協力をお願いする。

2 決議事項

第1号議案 新入会員の承認に関する件

開業部会2名、衛生支部4名、農林支部1名、団体支部1名の入会の可否について諮り、異議なく全員の入会が承認された。

第2号議案 さいたま市岩槻班班長の交代に関する件 さいたま市岩槻班班長の交代が承認された。

3 協議事項

- (1) 第72回定時総会の運営について 総会の運営計画及び役割分担などについて協議し了承された。
- (2) 南支部開業部会第2運営委員の交代について 南支部開業部会第2運営委員の交代が承認された。
- (3) 令和2年度集合狂犬病予防注射について 現時点における令和2年度集合狂犬病予防注射の実施状況について報告した。
- (4) その他

広告

公益社団法人日本獣医師会 獣医師福祉共済事業

獣医師の皆さまとご家族に 大きな安心を!!



獣医師の皆さまを取り巻く様々なリスクの備えに

「獣医師会のほけん」

獣医療業務や動物診療施設の事故に対する損害賠償請求に備える

獣医師賠償責任保険 オブション「トリミング・ベットホテル危険担保特約」「個人情報漏えい補償保険」 (グレーム対応サポート補償付)

■団体割引20% 病気やケガに備える

所得補償保険

団体長期障害 所得補償保険 新·団体*1 医療保険 介護保険*2

傷害総合保険

動物病院從業員補價*3 傷害総合保険

#1医療保険基本特約、疾病保険特約、傷害保険特約、がん保険特約セット団体総合保険 *2介護一時全支払特約セット団体総合保険 *3就業中のみ危険補償特約セット傷害総合保険

動物病院の「什器・備品・医療機器」の損害に備える

動物病院「什器・備品・医療機器」総合補償

保険契約者 公益社団法人 日本獣医師会

このご案内は概要です。詳しい内容につきましてはパンフレットをご請求いただき、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせください。

問い合わせ先

幹事代理店 株式会社安田システムサービス

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1-6-1新宿エルタワー29F TEL:03(3340)6497 FAX:03(3340)5700 受付時間 9:00~17:30(土・日・保休)

51受保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 団体公務開発部第二課

〒160-8338 東京都新福区西新宿1-26-1 TEL03-3349-5402 FAX.03-6388-0161 受付時間 9:00~17:00(土) 行体() 損害保険シャバン日本興亜株式会社は、原係当局の認 可等を前提として、2020年4月1日に確号を変更し、 「損害保険シャバン株式会社」になります。

日本獣医師会福祉共済事業各保険 の資料は下記幹事代理店までご請求ください。 なお、携帯電話からもご請求いただ けます。下のQRコードからアクセス してください。





SJNK19-10350 (2019.12.3)

新入会員報告

新 入 会 員





みぞぐち しゅんた **溝口 俊太** 南支部



伊佐 拓也 衛生支部



まるやま ゆうし 丸山 祐司 衛生支部



開業部会

支 部 名	氏 名	診療所名
さいたま市	加藤彰朗	さいたま市・みらいペットクリニック
南	溝 口 俊 太	蕨市・ワラビー動物病院

勤務部会

支 部 名	氏 名	診療所名
衛 生	伊 佐 拓 也	埼玉県保健医療部生活衛生課
衛 生	丸 山 祐 司	埼玉県保健医療部生活衛生課
農林	押尾麻貴	埼玉県中央家畜保健衛生所

南支部が埼玉県に感染防護資材を寄贈

この度の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に罹患された方とご家族・関係者の皆様に謹んでお見舞い申し上げます。また医療機関や行政機関の方々など、感染拡大防止に日々ご尽力されている皆様に深く感謝申し上げます。

COVID-19の拡散に伴い、医療分野において未だかつてないほど深刻な医療物資不足が問題となりました。 そこで南支部として医療現場の最前線でCOVID-19の対応にあたっておられる医療従事者の方々・医療機関 に対して微力ながらでも何か貢献したいと考えました。

まずは会員の先生方に不足している医療物資をお届けすることが最優先と考え、サージカルマスク、アルコール消毒液、カット綿、ガーゼ等の医療物資を調達し配布させて頂きました。その後支部総会にて会費を実質減額した上で100万円を目標に寄付金を募り、そして不足分は支部費から補充することで医療機関へ医療物資を寄付するという案を提案したところ、同じ思いの先生方も多く、賛成多数により可決しましたので、埼玉県医師会へその意思をお伝えしました。最終的に会員および朝霞分会からの寄付金と支部費合わせて100万円からN95マスク1,850枚、防護服165枚を確保し、緊急事態宣言中の5月12日(火)に埼玉県庁にそれら全てを寄贈させて頂き、埼玉県のホームページ内の寄付者リストに埼玉県獣医師会南支部の名前が掲載されました。さらに県知事の大野元裕様より埼玉県獣医師会南支部への感謝状を頂戴いたしました。

寄付は個人で行うものという考え方もあると思いますが、今回は南支部の先生方のご協力があって、獣医師会として社会貢献ができたことが大変重要だと考えております。今後も常に獣医師会が社会に対して何ができるかを考え、獣医師会の社会的存在意義を示していきたいと思います。南支部の先生方にこの場を借りて感謝申し上げます。この度はご協力頂き本当にありがとうございました。 (南支部支部長 宗像俊太郎)



寄贈した物資の数々

寄贈日		寄贈内容			
令和2年5月18日	本田技研工業株式会社	フェイスシールド 6,100枚			
令和2年5月18日	株式会社りそな銀行	フェイスタオル 4,500枚			
令和2年5月18日	プロゴルファー 石川 遼 選手	フェイスシールド 10,000枚			
令和2年5月15日	松坂 大輔 投手 (埼玉西武ライオンズ)	一般用マスク 50,000枚			
令和2年5月15日	原口元気選手、橋岡優輝選手 及びUDN FOUNDATION	一般用マスク 10,000枚			
令和2年5月12日	公益社団法人埼玉県獣医師会南支部	N95マスク 1,850枚 防護服 165着			
令和2年5月12日	株式会社武蔵野銀行	防護服 200着			
令和2年5月11日	京セラ株式会社	フェイスシールド 132枚			

謹啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。 日頃県政の推進に格別の御支援・御協力を賜り、厚く お礼申し上げます。

このたびは、大変貴重なN95マスクなどを御寄贈賜り、 貴団体の温かいお心遣いに対し、埼玉県民を代表しまして、心から感謝申し上げます。

御寄贈いただきましたお品は、緊急性の高い施設に確 実に配付するなど新型コロナウイルス対策にしっかりと 活用させていただきます。

本県においては、これまでも新型コロナウイルスに対し様々な対策を実施してきたところでありますが、今後も国や関係機関と緊密に連携しながら、刻々と変化する事態に適切に対応できるよう全力で取り組んでまいります。引き続き御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

このたびの御厚情に改めて癌謝を申し上げ、略儀ながら書中をもちましてお礼の御挨拶とさせていただきます。 嫌白

令和2年6月9日

公益社団法人埼玉県獣医師会南支部 御中

均玉県知事 大野 元裕

お知らせ)

事 務 連 絡 令和2年5月25日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会 副会長兼専務理事 境 政 人

フィリピンからの入国後に狂犬病を発症した患者 (輸入感染症例) について (情報提供)

本件については、5月22日に報道発表がなされたところですが、併せて厚生労働省から本会あてに別添のとおり情報提供がありましたのでお知らせします。

フィリピンからの入国者におけるこのたびの症例は、令和2年5月19日に豊橋市内の医療機関から豊橋市保健所に狂犬病疑いの報告があり、国立感染症研究所へ遺伝子検査を依頼したところ、5月22日に狂犬病ウイルス陽性であると連絡があったもので、経過や遺伝子解析の結果から、フィリピンで感染したと推定されます。狂犬病は昭和32年(1957年)以降、日本国内で感染した狂犬病患者の発生はなく、輸入感染症例としては、平成18年(2006年)のフィリピンからの帰国後に発症した事例が確認されています。

狂犬病予防対策については、平成19年3月2日付け健発第0302001号「狂犬病予防法に基づく犬の登録、 予防注射の推進について」において、厚生労働省健康局長から、飼育犬の登録と予防注射の徹底を図る ためには、都道府県と市町村並びに獣医師会とが連携・協力し、実施する必要がある旨が都道府県知事 (政令市市長、区長)あてに、併せて厚生労働省健康局結核感染症課長から細部事項等が技術的助言と して地方自治体衛生主管部(局)長あてに、それぞれ発出されています。

この通知により、地方自治体が法に基づき実施する狂犬病予防対策、とりわけ法第4条の規定に基づく飼育犬の登録業務と法第5条に基づく定期予防注射業務に関しての獣医師会の果たすべき役割が明確化されています。

令和2年度狂犬病予防注射については、新型コロナウイルス感染症のまん延防止対策のため集合注射の中止や延期を決定した地方自治体もあると伺っているところですが、このことにより狂犬病予防注射率の低下を招くことのないよう、対策の一層の推進が求められます。地方獣医師会におかれましては、前記通知の趣旨を踏まえ、地方自治体と連携の上、7月以降の集合注射の実施や動物病院における個別注射の円滑な実施等、飼育者の利便を踏まえた予防注射の機会確保に積極的にご対応いただきたくお願いします。

本会においても、引き続き狂犬病予防対策の推進及び情報提供に努めてまいりますのでご協力の程よ ろしくお願いします。

※別添省略

環自総発第2005281号 令和 2 年 5 月28日

公益社団法人 日本獣医師会 会長 殿

環境省自然環境局長

動物の愛護及び管理に関する法律第41条の2に基づく通報先について

日頃より動物愛護管理行政の推進につきまして、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第39号。以下「改正法」という。)は、第198回国会において成立し、令和2年6月1日から施行されます。

獣医師が、獣医療行為の一環として、動物のみだりな殺傷及び虐待を発見した場合の都道府県知事その他の関係機関への通報について、都道府県知事その他の関係機関がよりきめ細やかに情報を把握し虐待等の事案に的確に対応できるようにするため、改正法により、従来の努力義務が義務化されるとともに、通報の即時性の程度を明確にするために、「遅滞なく」と明記されました。

上記に伴い、通報窓口を別添の地方自治体(都道府県・指定都市・中核市)虐待通報連絡先一覧のとおりといたしますので、ご承知おき願います。

虐待に該当するか否かの判断の基準をより具体的にするためには、判決事例等を収集、把握していくことが重要であることから、当室として、平成19年度、21年度、25年度、30年度に「動物の遺棄・虐待事例等調査報告書」を作成・公表してきたところです。

今後、虐待の判断に係る情報等の更なる収集と知見の充実を進めるとともに、行政、警察、貴団体を含む関係機関等との緊密な連携による必要な体制の構築について検討してまいりますので、獣医療行為の一環として虐待等を発見する可能性が高い獣医師の立場の及び獣医学的専門性の観点から、必要なご協力を賜りますようお願い致します。

つきましては、これらの点についてより一層のご理解、ご協力をお願いするとともに、地方獣医師会 をはじめとする関係団体等への周知をお願い申し上げます。

※別添省略

事務連絡

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会 副会長兼専務理事 境 政 人

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について

このことについて、令和2年4月3日付け事務連絡をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐から、別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令(令和2年農林水産省令第31号)が公布・施行されたことを受けて、①グラピプラントを有効成分とする製剤が指定医薬品及び要指定医薬品に指定されたこと、②塩化ジデシルジメチルアンモニウム及びその製材(塩化ジデシルジメチルアンモニウム50パーセント以下を含有するものを除く。)が劇薬に指定されたことの周知を依頼されたものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

※別添省略

事 務 連 絡 令和2年6月4日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会 副会長兼専務理事 境 政 人

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について

このことについて、令和2年4月3日付け事務連絡をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐(薬事審査管理班担当)から、別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年 法律第145号)第83条の4第1項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令 の一部を改正する省令(令和2年農林水産省令第30号)が公布・施行され、「フロルフェニコールを有 効成分とする注射剤であってグルコン酸マグネシウムを含有するもの(これと有効成分、分量、用法、 用量、効能、効果等が同一性を有すると認められるものを含む。)」について、「動物用医薬品使用対象 動物」、「用法及び用量」及び「使用禁止期間」が設定された旨を通知するものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

2日獸発第46号令和2年6月5日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会 会長 藏 内 勇 夫 (公印及び契印の押印は省略)

アフリカ豚熱、口蹄疫等の防疫対策の徹底について

このことについて、令和2年4月22日付け2消安第424号をもって農林水産省消費・安全局長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、家畜の生産者を含めた市町村、関係機関、関係団体に対して、①畜産関係者等の海外渡航の自粛等の指導の徹底、②消毒及び衛生管理区域への病原体の持込みの防止の再徹底等、③毎日の健康観察、早期発見及び早期通報の徹底、④連携体制の確認・強化について周知し、ASF、FMD等の防疫対策に万全を期すよう、依頼されたものです。

つきましては、貴会会員に周知方よろしくお願いいたします。

なお、上記④については、発生時における近隣都道府県や獣医師会等との協力・連携体制の整備が求められていることを踏まえ、令和2年3月11日付け「CSF予防的ワクチン接種に伴う都道府県の家畜防疫員の確保についての協力のお願い(再依頼)」(別添参照)により依頼したように、発生時における殺処分、緊急ワクチン接種時の防疫活動に際して、全国規模での緊急支援が可能となるよう、平常時からの支援・協力体制の整備についての再確認についても併せてお願いいたします。

※別添省略

2日獸発第47号 令和2年6月5日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会 会長 藏 内 勇 夫 (公印及び契印の押印は省略)

和牛遺伝資源の不正流通事案に関する情報の提供について(依頼)

このことについて、令和2年5月1日付け2生畜第215号をもって農林水産省生産局畜産部畜産振興課長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、「家畜改良増殖法の一部を改正する法律案」と「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」が成立に至ったことを受けて、和牛遺伝資源の海外への不正流出の防止に向けた意識を高めるとともに、家畜人工授精所や畜産経営者が和牛遺伝資源の輸出を持ちかけられるなどの勧誘等の事例があった場合には、所在する都道府県の畜産主務課に速やかに連絡することを徹底するよう依頼されたものです。

つきましては、貴会会員に周知方よろしくお願いいたします。

2日獸発第48号令和2年6月5日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会 会長 藏 内 勇 夫 (公印及び契印の押印は省略)

獣医師法の一部を改正する法律及び獣医療法の運用についての一部改正について(通知)

このことについて、令和2年4月1日付け元消安第5877号をもって、農林水産省消費・安全局長から 別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第63号)第4条において、覚せい剤取締法の一部が改正され、「覚せい剤」が「覚醒剤」に改正された(令和2年4月1日施行)ことを受けて、獣医師法の一部を改正する法律及び獣医療法の運用について(平成4年9月1日4畜A第2259号)の一部が令和2年4月1日付けで別紙新旧対照表のとおり改正された旨の周知を依頼されたものです。

つきましては、貴会会員に周知方よろしくお願いいたします。

※別添省略

広告

わたしたち森久保薬品は人と動物の「これから」を真剣に考えています。









🛈 森久保薬品株式会社

神奈川: 046-221-0620 山梨: 055-224-5278 群馬: 027-230-3322 東京: 042-564-2381 埼玉: 04-2968-0881 三郷: 048-948-2112 栃木: 028-666-3399 茨城: 0296-43-1661 千葉: 043-309-8080

2日獣発第49号令和2年6月5日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会 会長 藏 内 勇 夫 (公印及び契印の押印は省略)

獣医師養成確保修学資金貸与事業実施規程の一部改正について

このことについて、令和2年3月31日付け元消安第6059号をもって、農林水産省消費・安全局長から 別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、令和2年度から、「獣医師養成確保修学資金貸与事業実施規程の制定について」(平成23年4月1日付け22消安第10244号消費・安全局長通知)が別紙新旧対照表のとおり一部改正された旨の周知を依頼されたものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

※別添省略

2日獸発第52号 令和2年6月12日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会 会長 藏 内 勇 夫 (公印及び契印の押印は省略)

狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令の施行について

令和2年度の狂犬病予防注射については、新型コロナウイルス感染症の影響により、大半の地域で定期集合注射の実施時期が未定となるなど、犬の所有者が予防注射を受けさせることが困難な状況が続いています。本会は令和2年6月4日付け要請書「令和2年度狂犬病予防注射の円滑な実施について」(2日獣発第29号)により、厚生労働省健康局長あてに狂犬病予防法施行規則の早期改正により7月以降の予防注射の実施を可能とする措置をとるとともに、注射を受けさせることは犬の所有者等の義務であることの周知徹底を求めてきたところです。

このことについて、令和2年6月11日付け健感発0611第2号により、厚生労働省健康局結核感染症課長から、同日付けで狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第121号)が公布され、各都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主管部(局)長あてに通知した旨別紙のとおり通知がありましたのでお知らせします。

このたびの省令改正の概要は、令和 2 年12月31日までの間、新型コロナウイルス感染症の発生またはまん延の影響によるやむを得ない事情により、4月1日から6月30日までの間に狂犬病の予防注射を受けさせることができなかった犬の所有者又は管理者について、当該事情が消滅した後速やかにその犬について狂犬病の予防注射を受けさせたときは、当該期間内に注射を受けさせたものとみなすこととしたとするものです。

また、通知においては、①本改正は、狂犬病の予防注射の接種時期に係る規定について、今般の新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえて緩和する特例措置を設けたものであり、当該予防注射の接種自体を不要とするものではないこと。及び②犬の所有者等に対しては、やむを得ない事情が消滅した後は、速やかに犬に狂犬病の予防注射を受けさせるよう指導すること。の2点が留意事項として明記されています。

地方獣医師会におかれましては、都道府県及び市区町村と連携の上、犬の所有者等が、その犬に対して速やかに予防注射を受けさせることができるよう、積極的な対応を継続されますようお願いいたします。

事 務 連 絡 令和2年6月12日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人日本獣医師会 副会長兼専務理事 境 政 人

魚病診療に対応される獣医師に関する情報提供についての協力依頼

このことについて、令和2年6月11日付け事務連絡をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課水産安全室長から別添のとおり協力依頼がありました。

現在、同省では、国内の魚類養殖場における魚病の予防や迅速な治療の必要性に鑑み、都道府県の水産試験場と連携して魚類養殖場で魚病診療に従事する意欲のある獣医師を募集し、リストを作成して都道府県と共有しているものの、十分な登録数が得られていないため、このたび地方獣医師会に対し当該獣医師の情報提供について依頼されたものです。

つきましては、魚病診療に従事(若しくは経験)されている、又は今後、魚類養殖場の魚病診療に協力する意欲のある獣医師等について、別紙様式に記載の上、<u>令和2年8月末日までに同課水産安全室担当者あてメールにて</u>情報提供いただくとともに、本会にもカーボンコピー(CC)等で送信いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、同省では、希望する当該リスト登録獣医師に対して、魚病診断に関する最新情報を提供することを目的とした座学及び養殖現場における実習による研修会を、令和2年10月頃に開催する予定である旨申し添えます。

※別添省略

2日獣発第57号 令和2年6月16日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会 会長 藏 内 勇 夫 (公印及び契印の押印は省略)

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部を改正する省令 の施行等について

このことについて、令和 2 年 5 月28日付け2消安第897号をもって農林水産省消費・安全局長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令(令和2年農林水産省令第38号)の公布・施行に伴い関連通知が改正されたことについて周知を依頼されたものです。

つきましては、貴会会員に周知方よろしくお願いいたします。

※別添省略

2日獸発第58号令和2年6月16日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会 会長 藏 内 勇 夫 (公印及び契印の押印は省略)

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について

このことについて、令和2年5月29日付け2消安第396号をもって農林水産省消費・安全局長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、L-メチオニンが飼料添加物として新たに指定され、また、規格・基準を定めるために省令・告示の一部が変更された旨の周知を依頼されたものです。

つきましては、貴会会員に周知方よろしくお願いいたします。

※別添省略



Press Release

令和2年6月15日

【照会先】

健康局 結核感染症課

感驗結構管理長 梅田 浩史 (内線 2389) 係 長 山田 大悟 (内線 2387)

(代表電話) 03(5253)1111 (直通電話) 03(3595)2263

報道関係者 各位

フィリピンからの入国後に狂犬病を発症した患者 (輸入感染症例)の死亡について (続報)

本日、フィリピンからの入国後に狂犬病を発症した患者 (輸入感染症例) について、豊橋市より、別紙のとおり患者が亡くなられたとの連絡がありましたのでお知らせします。 お亡くなりになった方の御冥福をお祈り申し上げます。

なお、報道に際しては、お亡くなりになった方及び御遺族のプライバシーに十分配慮していただくようお願いします。

(その他)

今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、国民の皆様への正確な情報提供に御協力をお願いします。なお、現場での取材は、患者の方のプライバシー保護といった観点からも、お控えください。

(注1)狂犬病は、通常、ヒトーヒト感染することはなく、感染した患者から感染が拡大することはありません。

(注2)アジア地域など、狂犬病流行国において犬等に咬まれ、ワクチン未接種の方は、最寄りの医療機関又は保健所にご相談下さい。



報道発表資料

令和2年6月15日(月)

フィリピンからの入国後に狂犬病を発症した患者(輸入感染症例)について (続報)

令和2年5月22日にお知らせした、フィリピンからの入国後に狂犬病を発症した患者(輸入感染症例)が、6月13日にお亡くなりになられたとの連絡が、入院先の医療機関から豊橋市保健所にありましたのでお知らせします。

お亡くなりになられた方に哀悼の意を表するとともに、ご遺族の方には心より お悔やみ申し上げます。

なお、報道に関しましては、死亡された方及びご遺族のプライバシーに十分配 慮していただくようお願いいたします。

・患者概要

年代:30代(外国籍)_

性別:男性

間合先 健康部健康政策課 主幹 新井 (電話 39-9112)

2日獣発第59号令和2年6月16日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会 会長 藏 内 勇 夫 (公印及び契印の押印は省略)

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について

このことについて、令和 2 年 6 月 1 日付け 2 消安第921号をもって農林水産省消費・安全局長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和元年政令第146号)の公布に伴い、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令(令和2年農林水産省令第40号)及び令和2年農林水産省告示第1070号(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令第1条第1号の規定に基づき農林水産大臣が指定する馬を定める件)が公布されたことについて周知を依頼されたものです。

つきましては、貴会会員に周知方よろしくお願いいたします。

※別添省略

事 務 連 絡 令和2年6月18日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会 副会長兼専務理事 境 政 人

「高濃度ポリ塩化ビフェニルを含むコンデンサー等が使用された機器の 所有の有無の確認及び早期処理について(周知)」の一部修正について

このことについて、令和2年6月4日付け事務連絡をもって、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室から、別添のとおり通知がありました。このたびの通知は、令和2年5月13日付け事務連絡「高濃度ポリ塩化ビフェニルを含むコンデンサー等が使用された機器の所有の有無の確認及び早期処理について(周知)」の別添2(別紙参照)に掲載されている一部メーカーの情報に誤りがあったことを受けて、一部修正の周知を依頼されたものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

※別添省略

基発0514第9号 令和2年5月14日

農林水産省 消費·安全局長 殿

> 厚生労働省 労働基準局長 (公印省略)

職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化 について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、令和2年4月17日に緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業で働く方々をはじめとして、すべての職場で働く方々の感染を防止するため、職場において事業者、労働者が一体となって、事業の特性も踏まえつつ新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に適切に取り組んでいただくことについて、貴省における所管団体等あて周知等をお願いしたところです。

その後、5月4日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。)について緊急事態宣言を延長する等の改正が行われ、「事業者及び関係団体は(中略)業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めること」とされました。さらに、5月14日に基本的対処方針が改正され、緊急事態措置を実施すべき区域を北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県とするとともに、緊急事態措置を実施すべきでない区域についても基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要がある等の変更がなされました。

こうした状況にかんがみ、多くの関係団体では、5月4日に新型コロナウイルス感染症対策専門家会議から公表された「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」や、同日、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から発出された「緊急事態措置の維持及び緩和等に関して」を踏まえた感染拡大予防ガイドラインの作成等に取り組まれており、それぞれの地域の状況に応じて、これに即した取組が職場において実践されていくことが期待されますが、その際、労働者が安全かつ安心して働ける環境づくりに率先して取り組んでいただきたく、貴省の所管団体等あて周知等の御協力をお願いします。併せて、感染拡大を予防する新しい生活様式の定着に向けたこれら取組の周知についても御協力をお願いします。

【照会先】

労働基準局総務課

課長久知良俊二課長補佐樋口政純

(代表電話) 03 (5253) 1111 (内線5554)

(直通電話) 03 (3502) 6741労働基準局安全衛生部労働衛生課

課長井内努室長補佐岩澤俊輔

(代表電話) 03 (5253) 1111 (内線5497)

(直通電話) 03 (3502) 6755

2 生 畜 第 3 3 0 号 令和 2 年 5 月 2 2 日

別記団体の長 宛

農林水産省生産局長

畜産事業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドラインの改正について

畜産関連事業者の皆様におかれましては、5月11日に改正いたしました「畜産事業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」に則り事業を継続することにより、食料の安定供給に御協力いただき、誠にありがとうございます。

当該ガイドラインを改正した5月11日以降に、政府が示した新型コロナウイルスに関する文書等との整合性を図る観点から、ガイドラインを別添のとおり改定いたしましたので、改めて貴団体傘下会員・組合員の皆様に周知していただき、引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染防止に万全を期すことにより事業を維持し、食料の安定供給に御協力いただきますようお願いいたします。

(改正のポイント)

新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言(新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)等を踏まえた以下の改正。

- ・マスク着用、社会的距離の表現等の改正。
- ・事業者への連絡と自宅待機の徹底に関する基準の改正。
- ・「人との接触8割減らす10のポイント」、「「新しい生活様式」の実践例」を踏まえた感染防止策の取組の推進。

築

※別添省略

農政第112号 令和2年5月26日

(公社) 埼玉県獣医師会 会長 髙橋三男 様

> 埼玉県農林部長 強瀬道男 (公印省略)

新型コロナウイルス感染症への対策について(依頼)

本県農林行政の推進につきましては、日頃から格別な御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、5月25日に政府対策本部において、本県を含む1都3県について緊急事態宣言が解除されました。これを受け、本県といたしましても、県内の感染状況、専門家の意見等を踏まえ、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置の解除及び要請の一部緩和を行うことといたしました。ついては、御了知の上、関係者への周知に御協力いただきますようお願いいたします。

農政第112号 令和2年5月27日

(公社) 埼玉県獣医師会 会長 髙橋三男 様

> 埼玉県農林部長 強瀬道男 (公印省略)

新型コロナウイルス感染症への対策について(依頼)

本県農林行政の推進につきましては、日頃から格別な御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。 さて、国による「新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイド ライン」の改定、並びに、農林水産省所管の関係団体等による「業種別ガイドライン」の作成が行われ ましたので、お知らせします。

ついては、御了知の上、関係者への周知に御協力いただきますようお願いいたします。



令和2年度埼玉県獣医師会学術広報版

(令和2年6月20日現在)

年 月 日	産業動物	小	動	物	公	衆	衛	生
4月								
5月								
6月19日(金) ~21日(日)	第100回日本獣医麻酔外科 2020春季合同			器学会/第67回日本 ソニックシティ) →		象診医	听学 会	Š
7月23日 (木・祝)		東支部 「乳腺腫瘍」 日本小動物医療セ 病理組織検査ノー (越谷市 越谷+	スラボ 質	川 由美子 先生				
8月								
9月6日(日)	令和 2 年度 関東・東京 (字都	京合同地区獣医師 『宮市 栃木県総名			京合同均	也区学	全会	
10月18日(日)		東支部 「整形外科(未定 東京大学付属動物医 (越谷市 越谷+	療センター	本阿彌 宗紀 先生)				
11月								
12月6日(日)		東支部 「画像診断(未定 日本小動物医療・ (越谷市 越谷+	ヒンター	戸島 篤史 先生				
令和3年 1月17日(日)		南支部 「演題 未定」 日本小動物医療- (場所 未定)	センター	小林 哲也 先生				
1月22日(金) ~24日(日)	令和2年	度 日本獣医師会 (神戸国際会議		学会年次大会(兵庫 景) →中止)			
1月	農林支部 令和2年度埼玉県家畜保健衛 生業績発表会							
2月11日 (木・祝)		北支部 「画像診断(未定 日本小動物医療- (場所 未定)		戸島 篤史 先生				
2月					衛生支 健康福 食肉衛	祉研		
3月								

事務局メモ

ホームページ会員専用ページ 入室は URL http://www.saitama-vma.org/

ID: SVMA(半角・大文字) パスワード: MITSUO(半角・大文字)

- 6月19日 第41回関東しゃくなげ会研修会(東京 都 上野精養軒)→ 開催中止
- 6月19日~21日 2020春季合同学会(さいたま市 大宮ソニックシティ)→ 開催中止
- 6月23日 日本獣医師会第77回通常総会(東京都明治記念館)→ 書面協議
- 6月24日 埼玉県狂犬病予防協会役員会(さいた ま市 知事公館)
- 7月10日 日本獣医師会事務・事業推進会議(東京都 TKPガーデンシティPREMIUM 田町)→ 書面協議
- 7月16日 埼玉県狂犬病予防協会総会(さいたま 市 さいたま商工会議所会館)
- 7月23日 東支部学術講習会(越谷市 越谷サン シティ)→ 開催中止
- 9月6日 関東·東京合同地区獣医師大会(栃木) (栃木県栃木市 栃木総合文化セン ター)→ 1年延期
- 10月18日 東支部学術講習会(越谷市 越谷サンシティ)
- 12月6日 東支部学術講習会(越谷市 越谷サンシティ)
- 11月9日 埼玉県公衆衛生大会(さいたま市 埼 玉会館)

令和3年

- 1月17日 南支部学術講習会(場所未定)
- 1月22日~24日 令和2年度日本獣医師会獣医学 術学会年次大会(神戸市 神戸国際会 議場・展示場)→ 開催中止
- 2月11日 北支部学術講習会(場所未定)

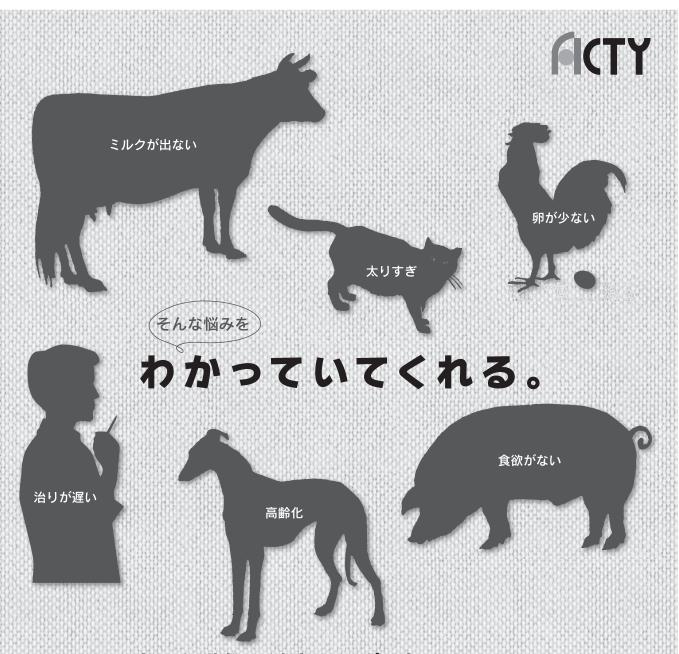
編集後記

田植えの終わるこの時期、毎朝のテレビの天 気図を眺めながら梅雨前線と稲作の伝来が一致 することに心が躍り、遠い先祖の人々の営みに 思いが至ります。遠い昔、インドシナ半島に生 まれた稲作は北上し多くの人々を養いつつ中国 大陸から朝鮮半島を経て九州北部へ伝来し、魏 志倭人伝には現在の福岡県糸島市が伊都国とし て認識されるようになりました。大陸からの文 物の移入は、日本列島に住む人々の文化的発展 に大きく貢献し、大陸や朝鮮半島からの先進的 文物と貴人の渡来は、我が国の国家形成の礎と なりました。国境なき太古の時代から、それぞ れの地域に国家が形成され同一民族でありなが ら地理的社会的環境や条件により国境を形成し 独自、しかし相互に影響し合う中で発展してき ました。近代国家は自給自足が困難となり、人々 と文物が比較的自由に往来することとなりまし た。獣医療の領域では、畜産物の広域流通のた め、獣医学教育の世界標準化とライセンスの共 有化が課題となりました。物流の活発化ととも に、病原体の広域流行も課題となります。団塊 世代の獣医師としては、オーエスキー病(AD)、 PRRS、BSEやPED等は国境を越えてやってき た感染症でした。ADはハイブリド豚のハイ ポー種の輸入された山形県が初発生であり、 BSEはイギリスで発生し、汚染飼料が原因であ ることが判明した後もイギリスは汚染飼料を日 本や東南アジアに売りつけてBSEの蔓延を助長 してしまいました。被害国であった我が国は、 畜産物の国際流通促進のためのひとつのリスク としてこのことを受け入れ、殊更に責任追及や 損害賠償を提起することはありませんでした。 グローバル化の利益を受けることは、即ちリス クをも受容することを意味します。

COVID-19の流行についても同様のことが言 えるでしょう。USAのトランプ大統領は、自 国第一主義の立場で初発生国の中国を非難して います。コロナウィルスは元来変異しやすく、COVID-19として中国で顕在化する以前に地球上のどこかで存在していた可能性も否定できません。また、我が国の副総理は、COVID-19の死亡率や感染率の低いことの原因を『民度の差』と発言していましたが、荒唐無稽・笑止千万であり、自らの無知を世間に晒しています。それこそ我が国の民度の低さを自ら露呈していると自覚すべきでしょう。

生命科学に携わる我々は、自然の摂理を多く の人びとに知らせ、人々が豊かな知性と暖かな 心を持てる平和で穏やかな社会を作ることに寄 与したいものです。コロナパニックで人々は、 新型コロナに打ち勝てとか殲滅しろと声高に叫 んでいますが、本当に可能でしょうか。抗体が あっても再感染する人がいたり、PEDでも明 らかなようにワクチンが必ずしも完全に有効と ならない現実があります。パニックの時期がす ぎれば、冷静にウィルスとの共存の道を探るこ とを議論することも可能になるでしょう。我々 はどんなに学問を発展させても、感染症をこの 世から駆逐することはできないことを知ってい ます。ウィルスは人類を含む高等生物と常に共 存する関係の存在であることをもっと認識すべ きでしょう。感染と重症化のメカニズムを知る ことは将来の共存への道しるべとなるかもしれ ません。我々は多くの動物のウィルス感染と感 染症に関する知見の集積があります。1980年代 川崎病が流行した時代に、患者の冠状動脈病変 がミンクのアリューシャン病の動脈病変に類似 していることや、馬の伝貧の動脈病変に似てい ることなどが注目されたことがありました。 COVID-19が免疫学を大きく発展させるきっか けになるでしょう。

ウィルスとの共存が可能な社会を期待しつつ 梅雨前線とともに6月号の会報をお届けいたし ます。 (初雁)



アクティは大切な動物の健康をサポートします。

私共、アクティ動薬事業部は、動物病院ならびに

牛、豚、鶏などの産業動物を対象とした

動物用医薬品、特別療法食、医療機器等の販売をしています。

20世紀は抗生物質の時代、

21世紀は生菌製剤の時代といわれるように、

健康に関する考え方も大きく変化してきています。

私たちは、獣医療を支えている関係者、畜産農家、

ペットオーナーの皆様方と共に、健康で、豊かで、安心な

生活を営んでいけるように、力を注いでまいります。

ト社・長野県営業部

〒390-1301 長野県東筑摩郡山形村8228 TEL:0263-87-7247 FAX:0263-87-7247

小関車党業所

〒370-1135 群馬県佐波郡玉村町板井 870 TEL:0270-65-0552 FAX:0270-65-0553

さいたま宮葉所

〒338-0004 埼玉県さいたま市中央区本町西5-3-24 TEL:048-611-6111 FAX:048-611-6116

千莲堂業所

〒260-0851 千葉県千葉市中央区矢作町 243 TEL:043-308-0221 FAX:043-308-0223

【茨城営業所

〒311-4152 茨城県水戸市河和田1丁目1642-1 TEL:029-306-8271 FAX:029-251-3880

〒409-3863 山梨県中巨摩郡昭和町河東中島1599-4 TEL:055-275-5573 FAX:055-275-5564

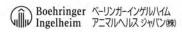
アクティ株式会社

http//www.acty-kk.com





犬も猫もオールインワンの お薬で安心







公益社団法人 埼玉県獣医師会員憲章

わたくしたち埼玉県獣医師会員は、それぞれの 職域において、その責務を遂行し、県民の福祉 増進に寄与するため、ここに会員憲章を定めま す。

わたくしたち埼玉県獣医師会員は

- 1. 動物の生命を守り、ひとびとの生活を豊かにしよう
- 1. 獣医学術を研鑽向上し、確信を持って業務に邁進しよう
- 1. 動物愛護思想を向上し、心豊かな生活をしよう
- 1. 環境衛生を向上し、福祉増進の実をあげよう
- 1. 職域を尊重し、倫理の昂揚をはかろう

彩の国 さいたま

